

議第121号

平成30年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第6号）

平成30年度滋賀県の流域下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

上記の議案を提出する。

平成31年3月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

議第121号
平成30年度滋賀県流域下水道事業特別会計補正予算（第6号）

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 琵琶湖環境費	1 流域下水道費	流域下水道建設事業費	千円 4,441,095
合 計			4,441,095